

商標審査基準たたき台（案）

商標法 3 条 1 項全体

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
第1 第3条第1項 （商標登録の要件） 第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 二 その商品又は役務について慣用されている商標 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標	第1 第3条第1項 （商標登録の要件） 第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 二 その商品又は役務について慣用されている商標 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標
1. 判断時期について <u>本項に該当するか否かの判断時期は、査定時とする。</u> <u>（拒絶査定不服審判請求があったときの判断時期は、審決時とする。）</u> 2. 立体商標について <u>(1) 立体的形状に本項各号に該当しない文字、図形等の標章を結合した場合には、その標章が商品又は役務の出所を表示する使用態様で用いるものと認識することができれば、商標全体としても本項各号に該当しない。</u> <u>(2) 本項各号に該当する文字に単に厚みをもたせたにすぎない立体的形状のみからなる場合は、原則として、本項当該号に該当する。</u>	1. 第3条第1項の規定に該当するか否かの判断時期は、査定時とする。 2. 第3条第1項各号に該当する文字に単に厚みをもたせたにすぎない立体的形状のみからなる立体商標は、原則として、第3条第1項の当該号の規定に該当するものとする。

3. 動き商標について

(1) 動き商標を構成する文字や図形等の標章と、その標章が時間の経過に伴って変化する状態とを総合して、商標全体として考察する。

(2) 動き商標を構成する文字や図形等の標章が本項各号に該当しない場合には、商標全体としても本項各号に該当しない。

(3) 標章が時間の経過に伴って変化する状態が軌跡として線等で表され、それが、文字や図形等の標章を描く場合には、描かれたその標章が、本項各号の規定に該当するものであるか判断する。

4. ホログラム商標について

(1) ホログラム商標を構成する文字や図形等の標章と、その標章が立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果等のホログラフィーその他の方法による視覚効果により変化する状態とを総合して、商標全体として考察する。

(2) (1)の視覚効果のうち、立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果等の文字や図形等の標章を装飾する効果については、表示面に表された文字や図形等の標章が、本項各号に該当するものであるか判断する。

ホログラム商標を構成する文字や図形等の標章が本項各号に該当しない場合には、商標全体としても本項各号に該当しない。

(3) (1)の視覚効果のうち、見る角度により別の表示面が見える効果が施されている場合には、それぞれの表示面に表された文字や図形等の標章が、本項各号に該当するものであるかを判断するとともに、その表示面の商標全体に占める割合、表示される文脈、他の表示面の標章の関連性等を総合して、商標全体として考察する。

5. 色彩のみからなる商標について

(1) 二以上の色彩を組み合わせる商標については、商標全体として考察する。

色彩を付する位置を特定したものについても、同様とする。

3. 動き商標の第3条第1項の商標登録の要件については、次のとおりとする。

(1) 動き商標を構成する文字や図形等の標章とその標章が時間の経過に伴って変化する状態とを総合して、商標全体として考察するものとする。

(2) 動き商標を構成する文字や図形等の標章が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。

(3) 標章が時間の経過に伴って変化する状態が軌跡として線等で表され、それが、文字や図形等の標章を描く場合には、描かれたその標章が、第3条第1項各号の規定に該当するものであるか判断するものとする。

4. ホログラム商標の第3条第1項の商標登録の要件については、次のとおりとする。

(1) ホログラム商標を構成する文字や図形等の標章とその標章がホログラフィーその他の方法による視覚効果（立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果等）により変化する状態とを総合して、商標全体として考察するものとする。

(2) (1)の視覚効果のうち、立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果等の文字や図形等の標章を装飾する効果については、表示面に表された文字や図形等の標章が、第3条第1項各号の規定に該当するものであるか判断するものとする。

ホログラム商標を構成する文字や図形等の標章が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。

(3) (1)の視覚効果のうち、見る角度により別の表示面が見える効果が施されている場合には、それぞれの表示面に表された文字や図形等の標章が、第3条第1項各号の規定に該当するものであるかを判断するとともに、その表示面の商標全体に占める割合、表示される文脈、他の表示面の標章の関連性等を総合して、商標全体として考察するものとする。

5. 色彩のみからなる商標の第3条第1項の商標登録の要件については、次のとおりとする。

(1) 色彩を組み合わせる商標については、商標全体として考察するものとする。

(2) 色彩を付する位置を特定したものについては、色彩のみからなる商標を構成する標章は色彩のみであることから、その位置は考慮せず、色彩が本項各号に該当するものであるかを判断する。

6. 音商標について

(1) 音商標を構成する音の要素（音楽的要素及び自然音等）及び言語的要素（歌詞等）を総合して、商標全体として考察する。

(2) 言語的要素が本項各号に該当しない場合には、商標全体としても本項各号に該当しない。

(3) 音の要素が本項各号に該当しない場合には、商標全体としても本項各号に該当しない。

7. 位置商標について

(1) 位置商標を構成する文字や図形等の標章とその標章が付される位置とを総合して、商標全体として考察する。

(2) 位置商標を構成する文字や図形等の標章が本項各号に該当しない場合には、標章を付する位置にかかわらず、商標全体としても本項各号に該当しない。

(2) 色彩を付する位置を特定したものについては、色彩のみからなる商標を構成するものは色彩のみであることから、その位置は考慮せず、色彩が第3条第1項各号の規定に該当するものであるかを判断するものとする。

6. 音商標の第3条第1項の商標登録の要件については、次のとおりとする。

(1) 音商標を構成する音の要素（音楽的要素及び自然音等）及び言語的要素（歌詞等）を総合して、商標全体として考察するものとする。

(2) 言語的要素が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。

(3) 音の要素が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。

7. 位置商標の第3条第1項の商標登録の要件については、次のとおりとする。

(1) 位置商標を構成する文字や図形等の標章とその標章が付される位置とを総合して、商標全体として考察するものとする。

(2) 位置商標を構成する文字や図形等の標章が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、標章を付する位置にかかわらず、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。

商標法3条1項柱書

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
二、第3条第1項柱書 第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。 <u>商標法施行規則</u> <u>第四条 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであって、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標（以下「変化商標」という。）のうち、時間の経過に伴って変化するもの（以下「動き商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。</u> <u>第四条の二 変化商標のうち、ホログラフィーその他の方法により変化するもの（前条に掲げるものを除く。以下「ホログラム商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標のホログラフィーその他の方法による変化の前後の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。</u> <u>第四条の三 立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）からなる商標（以下「立体商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標を一又は異なる二以上の方向から表示した図又は写真によりしなければならない。</u> <u>第四条の四 色彩のみからなる商標の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、次のいずれかのものによりしなければならない。</u> <u>一 商標登録を受けようとする色彩を表示した図又は写真</u> <u>二 商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は二以上の図又は写真</u> <u>第四条の五 音からなる商標（以下「音商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、文字若しくは五線譜又はこれらの</u>	二、第3条第1項柱書 第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

組み合わせを用いて商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載することによりしなければならない。ただし、必要がある場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができる。

第四条の六 商標に係る標章(文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。)を付する位置が特定される商標(以下「位置商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。

1. 「自己の業務」について

「自己の業務」には、出願人本人の業務に加え、出願人の支配下にあると実質的に認められる者の業務を含む。

(例)

- ① 出願人がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社の業務
- ② ①の要件を満たさないが資本提携の関係があり、かつ、その会社の事業活動が事実上出願人の支配下にある場合の当該会社の業務
- ③ 出願人がフランチャイズ契約におけるフランチャイザーである場合の加盟店(フランチャイジー)の業務

2. 「使用をする商標」について

(1) 「使用をする商標」とは、指定商品又は指定役務について、出願人又は出願人の支配下にあると実質的に認められる者(以下「出願人等」という。)が出願商標を現に使用している場合のみならず、将来において出願商標を使用する意思(以下「使用の意思」という。)を有している場合を含む。

(2) 法律その他の事由により、出願人等が指定商品又は指定役務に係る業務を行うことが制限されている場合は、商標の使用及び使用の意思がないことが明らかであるため、本項柱書により登録を受けることができる商標に該当しない。

1. 「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をしないことが明らかであるときは、原則として、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(例)

- ① 出願人の業務の範囲が法令上制限されているために、出願人が第5条第1項第3号で規定する指定商品又は指定役務(以下「指定商品又は指定役務」という。)に係る業務を行わないことが明らかな場合
- ② 指定商品又は指定役務に係る業務を行うことができる者が法令上制限されているため、出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行わないことが明らかな場合

2. 願書に記載された指定商品又は指定役務が次の(1)又は(2)に該当するときは、原則として、商標の使用の前提となる指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があるかについて合理的疑義があるものとして、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする旨の拒絶理由の通知を行い、出願人の業務を通じて、商標の使用又は使用意思を確認するものとする。

ただし、出願当初から後記3. に基づく資料が提出され、商標の使用又は使用意思が確認できる場合を除く。

(例)

指定商品又は指定役務に係る業務を行うことができる者が法令上制限されているため、出願人等が指定商品又は指定役務に係る業務を行えない場合

(3) 指定商品又は指定役務について、(イ)又は(ロ)に該当するときは、商標の使用及び使用の意思について合理的な疑義があるものとして、本項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする旨の拒絶理由の通知を行い、下記3. に従い商標の使用又は使用の意思を確認する。

ただし、出願当初から、出願人等における商標の使用又は使用の意思があることが確認できる場合を除く。

(イ) 第2条第2項に規定する役務（以下「小売等役務」という。）について

① 「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」（以下、「総合小売等役務」という。）に該当する役務を個人（自然人をいう。）が指定してきた場合。

② 総合小売等役務に該当する役務を法人が指定してきた場合であって、「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであるか否かについて調査を行っても、出願人等が総合小売等役務を行っているとは認められないとき。

③ 類似の関係にない複数の小売等役務を指定してきた場合。

(ロ) (イ)を除く商品・役務の全般について

1 区分内での商品又は役務の指定が広い範囲に及んでいる場合。

3. 「使用をする商標」であることの確認について

(1) 「使用をする商標」であることは、少なくとも、類似群ごとに明らかにする必要がある。

(2) 出願人等における商標の使用又は使用の意思については、商標の使用の前提となる指定商品又は指定役務に係る業務を行っているかまたは行う予定があるかを通じて確認する。

(1) 商標法第2条第2項に規定する役務（以下「小売等役務」という。）について

(イ) 「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」（以下、「総合小売等役務」という。）に該当する役務を個人（自然人をいう。）が指定してきた場合。

(ロ) 総合小売等役務に該当する役務を法人が指定してきた場合であって、「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであるか否かについて調査を行っても、出願人が総合小売等役務を行っているとは認められないとき。

(ハ) 類似の関係にない複数の小売等役務を指定してきた場合。

(2) 商品・役務の全般について

1 区分内での商品又は役務の指定が広範な範囲に及んでいるため、指定商品又は指定役務について商標の使用又は使用の意思があることに疑義がある場合。

3. 上記2. による拒絶理由の通知をした場合、商標の使用又は使用意思の確認は、次のとおり行うものとする。

(1) 「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであることを明らかにするためには、少なくとも、類似群ごとに、指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があることを明らかにする必要があるものとする。

(3) 業務を行っていることの確認について

(イ) 総合小売等役務に属する小売等役務を行っているか否かは、次の事実を考慮して総合的に判断する。

- ① 小売業又は卸売業を行っていること。
- ② その小売等役務の取扱商品の品目が、衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇にわたる商品を一括して1事業所で扱っていること。
- ③ 衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇のいずれもが総売上高の10%～70%程度の範囲内であること。

(ロ) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行っていることは、例えば、次の方法により確認する。

- ① 出願人等の取扱商品が記載されたカタログ、チラシ等の印刷物
- ② 出願人等が運営する店舗及び取扱商品が分かる店内の写真
- ③ 出願人等の取扱商品が分かる取引書類（注文伝票、納品書、請求書、領収書等）
- ④ 出願人等の業務内容、取扱商品が紹介されている新聞、雑誌、インターネット等の記事
- ⑤ （総合小売等役務の場合）小売等役務に係る商品の売上高が判る資料

(4) 業務を行う予定があることの確認について

(イ) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行う予定があるか否かは、概ね出願後3～4年以内（登録後3年に相当する時期まで）に商標の使用を開始する意思があることを要する。

(ロ) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行う予定があることの確認のためには、商標の使用の意思を明記した文書（①出願に係る商標を使用する意図、②指定商品の生産、譲渡（販売を含む）のいずれの事業を具体的にを行うのか（指定役務の場合はその提供の計画）、③商標の使用の開始時期を明記し、出願人等が記名及び押印（法人の場合は、少なくとも当該事業の担当責任者の記名及び押印）したもの）、及びその準備状況を示す書類（事業計画書）（使用開始に至るまでの具体的な事業の準備状況や計画（商品又は役務の企画の決定、工場や店舗の建設等）を記載したもの）の提出を求め

(2) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っていることの証明は、例えば、次の証拠方法によるものとする。

- ① 印刷物（新聞、雑誌、カタログ、チラシ等）
- ② 店舗及び店内の写真
- ③ 取引書類（注文伝票、納品書、請求書、領収書等）
- ④ 公的機関等（国、地方公共団体、在日外国大使館、商工会議所等）の証明書
- ⑤ 同業者、取引先、需要者等の証明書
- ⑥ インターネット等の記事
- ⑦ 小売等役務に係る商品の売上高が判る資料等

(3) 小売等役務に係る業務を行っていることの証明は、次によることとする。

(イ) 総合小売等役務に属する小売等役務については、例えば、次の資料によって総合的に証明される。

- ① 小売業又は卸売業を行っていること。
- ② その小売等役務の取扱商品の品目が、衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇にわたる商品を一括して1事業所で扱っていること。
- ③ 衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇のいずれもが総売上高の10%～70%程度の範囲内であること。

(ロ) 総合小売等役務以外の小売等役務については、例えば、次の資料によって総合的に証明される。

- ① 小売業又は卸売業を行っていること。
- ② その小売業又は卸売業が小売等役務に係る取扱商品を取り扱うものであること。

(4) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行う予定があることの証明については、概ね出願後3～4年以内（登録後3年に相当する時期まで）に商標の使用を開始する意思を示す必要があるものとし、そのために商標の使用の意思を明記した文書、及びその準備状況を示す書類（事業計画書）の提出を求める。

前者については、

- ① 出願に係る商標を使用する意図
- ② 指定商品の生産、譲渡（販売を含む）のいずれの事業を具体的にを行うのか（指定役務の場合はその提供の計画）
- ③ 商標の使用の開始時期を明記し、出願人が記名及び押印（法人の場合は、少

る。

なお、商標の使用意思が明確でない場合や当該事業計画に疑義がある場合には、必要に応じその事業の実施や計画を裏付ける書類の提出を求める。

4. 国際商標登録出願について

国際商標登録出願において、国際登録に係る商標が第2条第1項に規定する商標に該当しないことが明らかなときは、本項柱書により登録を受けることができる商標に該当しない。

5. 団体商標について

(1) 団体商標の商標登録出願については、当該団体及びその構成員の双方が使用をしないものばかりでなく、当該団体が指定商品又は指定役務について使用するのみで、その構成員が使用をするものでないときも、本項柱書（第7条第2項の規定により読み替えて適用）により登録を受けることができる商標に該当しない。

(2) 団体商標に相当する商標である旨の記載がなされた国際商標登録出願において、第7条第3項に規定する証明書（第7条第1項の法人であることを証する書面）の提出がされないときは、本項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

なお、団体商標の商標登録出願（国内出願）については、補正指令（方式）の対象となる。

6. 立体商標について

立体商標である旨の記載があっても、願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄へ記載した商標（以下「願書に記載した商標」という。）が立体商標を構成するものと認められないときは、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

なくとも当該事業の担当責任者の記名及び押印）したものとする。

後者については、使用開始に至るまでの具体的な事業の準備状況や計画（商品又は役務の企画の決定、工場や店舗の建設等）を記載したものとする。

なお、商標の使用意思が明確でない場合や当該事業計画に疑義がある場合には、必要に応じその事業の実施や計画を裏付ける書類の提出を求めることとする。

(注) 上記2. 及び3. の基準は、平成19年4月1日以降にされた商標登録出願より施行するものとする。

4. 国際商標登録出願において、国際登録に係る商標が第2条第1項に規定する商標に該当しないことが明らかなときは、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

5. 団体商標の商標登録出願については、当該団体及びその構成員の双方が使用をしないものばかりでなく、当該団体が指定商品又は指定役務について使用するのみで、その構成員が使用をするものでないときも、第3条第1項柱書（第7条第2項の規定により読み替えて適用）により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

6. 「団体商標」に相当する商標である旨の記載がなされた国際商標登録出願において、第7条第3項に規定する証明書（第7条第1項の法人であることを証する書面）の提出がされないときは、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

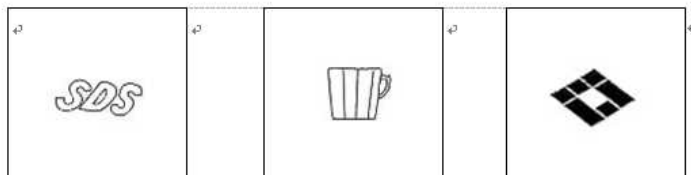
なお、団体商標の商標登録出願（国内出願）については、補正指令（方式）の対象となる。

7. 立体商標について

立体商標である旨の記載があっても、願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄へ記載した商標（以下「願書に記載した商標」という。）が立体商標としての商標の構成及び態様を特定し得るものと認められないときは、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

また、国際商標登録出願についても、同様に扱うものとする。

(1) 立体商標と認められない例

(イ) 願書に記載した商標が、立体的形状を表したものと認められない場合

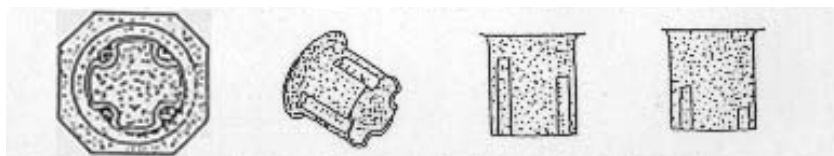
(注) 立体的形状としての厚み等の三次元の物の外観としての形状が表示されておらず、文字、図形、記号と認識される。

(ロ) 願書に記載した商標が、立体的形状と文字、図形、記号が分離して記載されたものと認められる場合



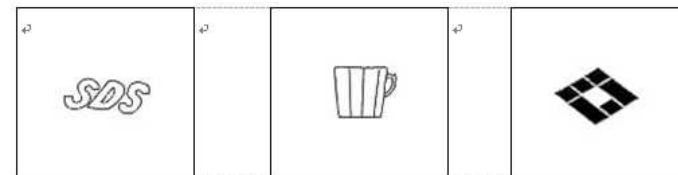
(注) 文字、図形、記号が立体的形状に係る物の表面に貼り付けられたような構成及び態様でなく、分離した構成及び態様であるため、全体としては、三次元の物の外観としての形状が表示されているとはいえず、立体商標として認識することができない。

(ハ) 願書に記載した商標に複数の図が記載されているが、各図の示す標章が合致しない場合



(1) 立体商標の構成及び態様を特定するものとは認められない例

① 願書に記載した商標が三次元の物の外観としての立体的形状として記載がされていない場合



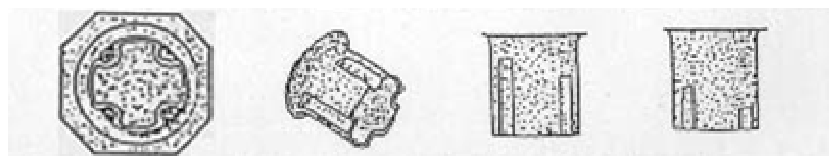
(注) 立体的形状としての厚み等の三次元の物の外観としての形状が表示されておらず、立体商標として認識することができない。

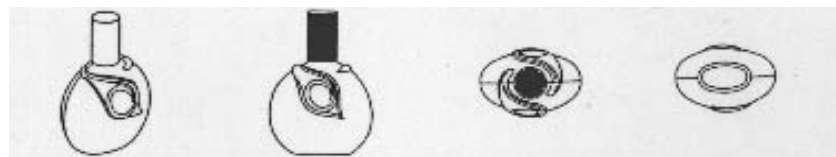
② 願書に記載した商標が立体的形状と平面標章が分離した構成及び態様をもって記載されている場合



(注) 平面標章が立体的形状に係る物の表面に貼り付けられたような構成及び態様でなく、分離した構成及び態様であるため、全体としては、三次元の物の外観としての形状が表示されているとはいえず、立体商標として認識することができない。

③ 願書に記載した商標に複数の図が記載されているが、各図の示す標章が合致しない場合





(注) 各図が表す立体的形状、図形、文字、色彩の付し方等の標章が合致しておらず、一つの立体的形状として特定されていない。

(二) 願書に記載した商標が、指定商品等の形状からなり、その出願に係る指定商品等の中に、本願商標について明らかに商標としての使用態様は採り得ないものが含まれている場合

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

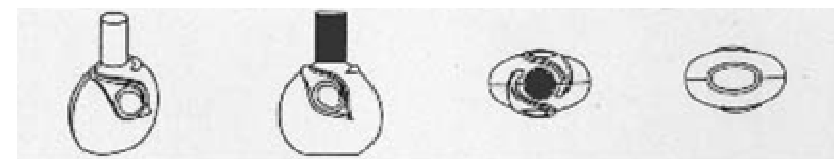
【第5類】

【指定商品（指定役務）】薬剤，歯科用材料，医療用腕環，医療用油紙，衛生マスク，ガーゼ，眼帯，脱脂綿，ばんそうこう，包帯

(注) この場合、第3条第1項柱書の要件を満たさない拒絶理由を通知し、薬剤のみに補正がされれば、拒絶理由が解消する。

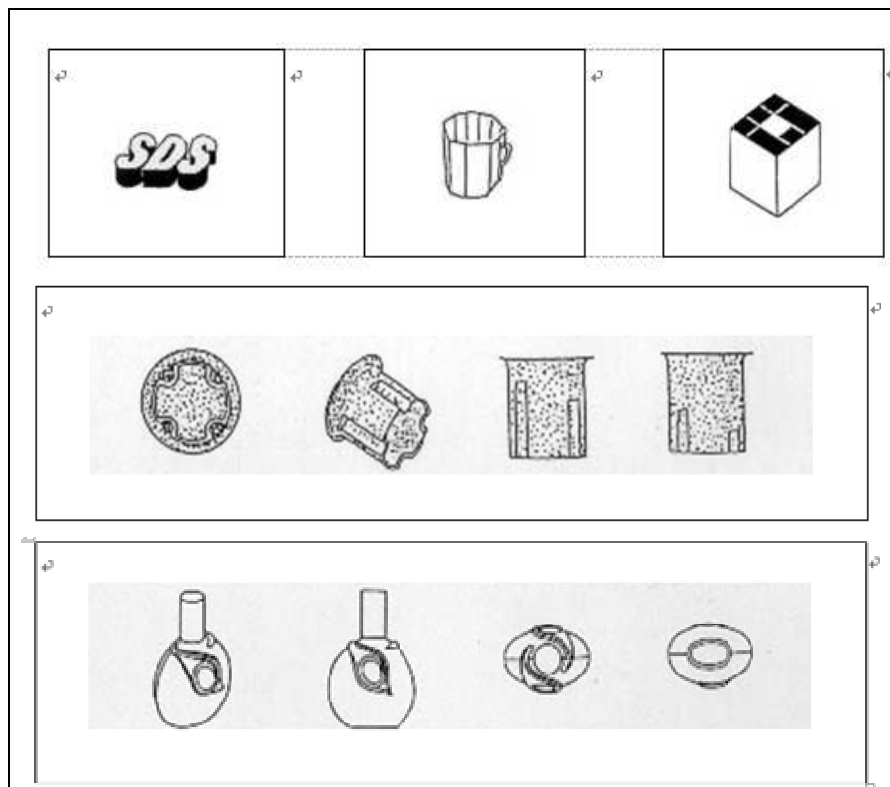
(2) 立体的形状を構成するものと認められる例

願書に記載した商標が、立体的形状または立体的形状と文字、図形、記号が結合しているものと認識できる場合。



(注) 各図が表す立体的形状、図形、文字、色彩の付し方等の標章が合致していない。

(2) 立体商標の構成及び態様を特定し得るものと認められる例

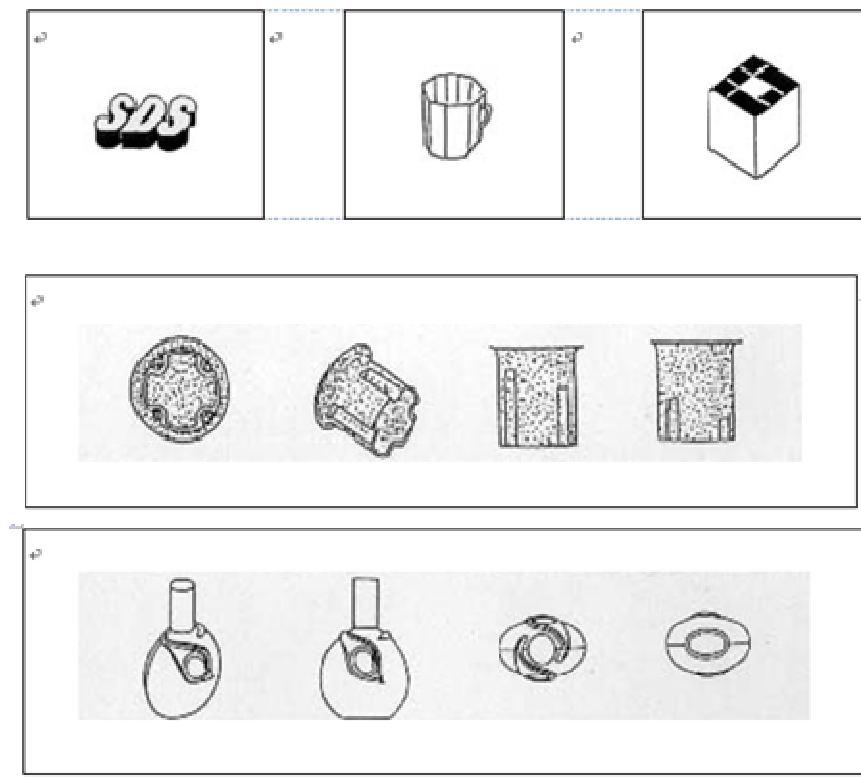


7. 動き商標について

動き商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から、願書に記載した商標が動き商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

(1) 動き商標を構成すると認められない例

願書に記載した商標から、時間の経過に伴う標章の変化の状態が確認できない場合。

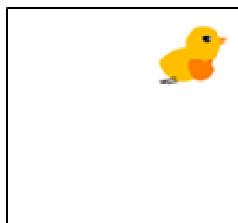


8. 動き商標について

動き商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び第5条第4項で規定する商標の詳細な説明（以下「商標の詳細な説明」という。）から動き商標と認められない場合には、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(1) 動き商標と認められない例

願書に記載した商標である図又は写真から時間の経過に伴う標章の変化の状態が確認できない場合。



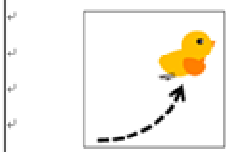
(例) 一枚の図によって記載されており、指示線もないため時間の経過に伴う標章の変化の状態が確認できない

(2) 動き商標と認められる例

願書に記載した商標から、時間の経過に伴う標章の変化の状態が確認でき、商標の詳細な説明からもその旨を認識し得る場合。

(例1) 一枚の図によって記載されている例（標章が変化せず移動する例）

【商標登録を受けようとする商標】



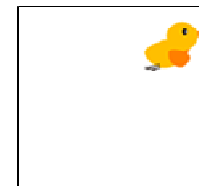
【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。

鳥が、左下から破線の軌跡に従って、徐々に右上に移動する様子を表している。この動き商標は、全体として3秒間である。

なお、図中の破線矢印は、鳥が移動する軌跡を表すための便宜的なものであり、商標を構成する要素ではない。



(例) 一枚の図によって記載されているが、指示線がないため時間の経過に伴う標章の変化の状態が確認できない場合

(2) 動き商標と認められる例

願書に記載した商標が、時間の経過に伴う標章の変化の状態が特定されるように表示された一又は異なる二以上の図又は写真であって、商標の詳細な説明に、動き商標と認識し得る記載がなされている場合。

(例1) 一枚の図によって記載されている例（標章が変化せず移動する例）

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。

鳥が、左下から破線の軌跡に従って、徐々に右上に移動する様子を表している。この動き商標は、全体として3秒間である。

なお、図中の破線矢印は、鳥が移動する軌跡を表すための便宜的なものであり、商標を構成する要素ではない。

(例2) 異なる複数の図によって記載されている例



8. ホログラム商標について

ホログラム商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から、願書に記載した商標がホログラム商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

(1) ホログラム商標と認められない例

願書に記載した商標から、立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果等のホログラフィーその他の方法による視覚効果による標章の変化の状態が確認できない場合。



(例2) 異なる複数の図によって記載されている例



9. ホログラム商標について

ホログラム商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明からホログラム商標と認められない場合には、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(1) ホログラム商標と認められない例

願書に記載した商標である図又は写真からホログラフィーその他の方法による視覚効果（立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果等）による標章の変化の前後の状態が確認できない場合。

(例) 複数の表示面を一枚の図により表しているために、見る角度により別の表示面が見える効果により変化する標章の変化の前後の状態が確認できない場合。



(例) 複数の表示面を一枚の図により表しているために、見る角度の違いから別の表示面が見える効果により変化する標章の変化の前後の状態が確認できない

(2) ホログラム商標と認められる例

願書に記載した商標から、ホログラフィーその他の方法による視覚効果により変化する標章の変化の状態が確認でき、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合。

(例) 複数の表示面が表示されるホログラム商標

【商標登録を受けようとする商標】



【ホログラム商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、見る角度により別の表示面が見えるホログラム商標である。

左側から見た場合には、図1に示すとおり、正面から見た場合には、図2に示すとおり、右側から見た場合には、図3に示すとおりである。

なお、商標の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

9. 色彩のみからなる商標について

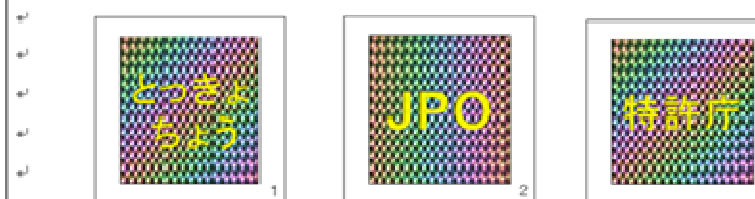
色彩のみからなる商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から、願書に記載した商標が色彩のみからなる商標を構

(2) ホログラム商標と認められる例

願書に記載した商標が、ホログラフィーその他の方法による視覚効果により変化する標章の変化の前後の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真であって、商標の詳細な説明に、ホログラム商標と認識し得る記載がなされている場合。

(例)

【商標登録を受けようとする商標】



【ホログラム商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、見る角度により別の表示面が見えるホログラム商標である。

左側から見た場合には、図1に示すとおり、正面から見た場合には、図2に示すとおり、右側から見た場合には、図3に示すとおりである。

なお、商標の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

10. 色彩のみからなる商標について

色彩のみからなる商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から色彩のみからなる商標と認められない場合には、第

成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

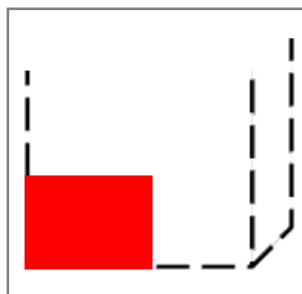
(1) 色彩のみからなる商標と認められない例

(イ) 願書に記載した商標から、文字や図形等を認識させることが明らかである場合



(ロ) 願書に記載した商標から、色彩を付する商品等における位置が特定していると認識できない場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、商品の包装容器の前面左下部を赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第5類】

3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(1) 色彩のみからなる商標と認められない例

願書に記載した商標から色彩のみからなる商標と認められない場合。

(例) 特定の文字等を認識させることが明らかな場合。

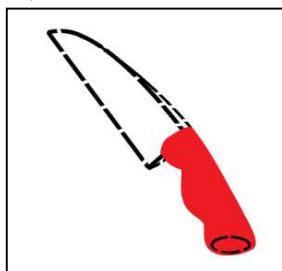


【指定商品（指定役務）】薬剤

（注）包装容器の破線が、全体像を表していない。

（ハ） 商標の詳細な説明に、標章が図形等であると認識させる記載がされている場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、赤色（RGBの組合せ：R255, G 0, B 0）の包丁の柄の部分の波形の形状からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

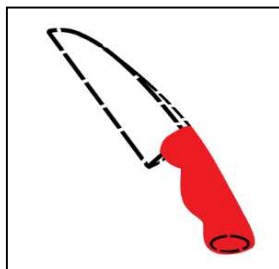
【第8類】

【指定商品（指定役務）】包丁

（注） この場合、第3条第1項柱書及び第5条第5項の要件を満たさない拒絶理由を同時に通知し、標章が色彩のみからなるものであることが明確になるような補正がされれば、通知した双方の拒絶理由が解消する。

(二) 色彩を付する位置を特定するために記載された商品等の形状が、指定商品等の形状として想定し得ない場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、包丁の柄の部分に赤色（RGBの組合せ：R255, G 0, B 0）とする構成からなる。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品（指定役務）】包丁、手動バリカン

(注) この場合、第3条第1項柱書の要件を満たさない拒絶理由を通知し、「包丁」のみに補正がされれば、拒絶理由は解消する。

(2) 色彩のみからなる商標と認められる例

(イ) 願書に記載した商標から、標章が色彩のみであることが確認でき、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合。

(例1) 単色

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）のみからなるものである。

(2) 色彩のみからなる商標と認められる例

(イ) 願書に記載した商標が、色彩を表示した図又は写真であって、商標の詳細な説明に、色彩のみからなる商標と認識し得る記載がなされている場合。

(例1) 単色

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）のみからなるものである。

(例2) 色彩の組合せ

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

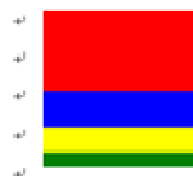
【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せとしては、赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）、青色（RGBの組合せ：R0, G0, B255）、黄色（RGBの組合せ：R255, G255, B0）、緑色（RGBの組合せ：R255, G128, B0）であり、配色は、上から順に、赤色が商標の50パーセント、同じく青色25パーセント、黄色15パーセント、緑色10パーセントとなっている。

- (ロ) 商品等における位置を特定した色彩のみからなる商標について、願書に記載した商標が、商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する商品等における位置が特定できるように表示してあり、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合。

(例2) 色彩の組合せ

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

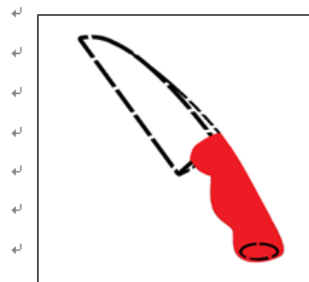
【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せとしては、赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）、青色（RGBの組合せ：R0, G0, B255）、黄色（RGBの組合せ：R255, G255, B0）、緑色（RGBの組合せ：R255, G128, B0）であり、配色は、上から順に、赤色が商標の50パーセント、同じく青色25パーセント、黄色15パーセント、緑色10パーセントとなっている。

- (ロ) 願書に記載した商標が、商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する商品等における位置が特定できるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真であって、商標の詳細な説明に、色彩のみからなる商標であると認識し得る記載がなされている場合。

(例1) 商品等における位置を特定する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、包丁の柄の部分に赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）とする構成からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

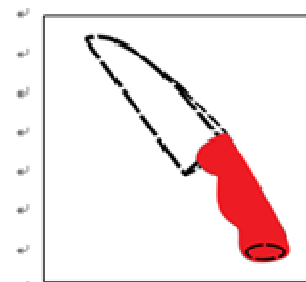
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品（指定役務）】包丁

(例1) 商品等における位置を特定する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、包丁の柄の部分に赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）とする構成からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

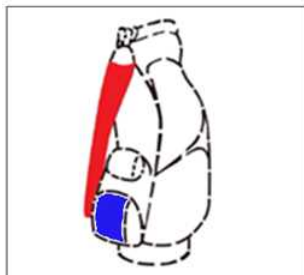
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品（指定役務）】包丁

(例2) 商品等における位置(複数)を特定する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、ゴルフクラブ用バッグのベルト部分を赤色(RGBの組合せ: R255, G0, B0)、ポケットの正面部分を青色(RGBの組合せ: R36, G26, B240)とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第28類】

【指定商品(指定役務)】ゴルフクラブ用バッグ

10. 音商標について

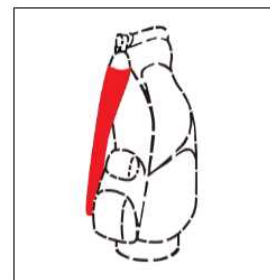
音商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標、経済産業省令で定める物件(以下「物件」という。)及び商標の詳細な説明から、願書に記載した商標が音商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

(1) 音商標と認められない例

(イ) 願書に記載した商標に、音を特定するため以外の楽曲のタイトルや作曲

(例2) 商品等における位置を特定する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、ゴルフクラブ用バッグのベルトの部分を赤色(RGBの組合せ: R255, G0, B0)とする構成からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第28類】

【指定商品(指定役務)】ゴルフクラブ用バッグ

11. 音商標について

音商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標、経済産業省令で定める物件(以下「物件」という。)及び商標の詳細な説明から音商標と認められない場合には、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

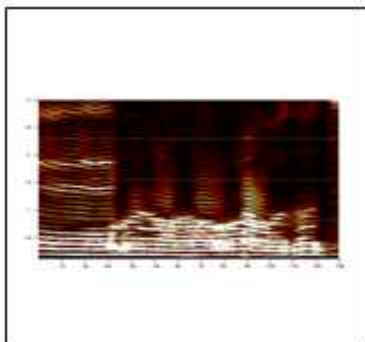
(1) 音商標と認められない例

(イ) 願書に記載した商標に、楽曲のタイトルや作曲者名等の音商標の構成要素

者名等の記載がなされている場合

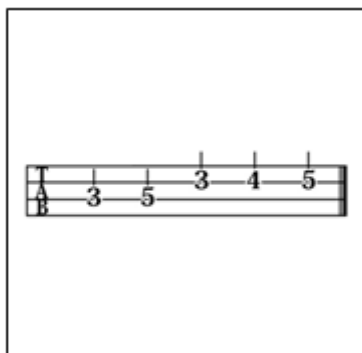
(ロ) 願書に記載した商標が、商標法施行規則第4条の5に定める方法以外の方法で記載されている場合。

(例1) サウンドスペクトログラム（ソノグラム）により記載されている場合



(注) サウンドスペクトログラム（ソノグラム）とは、音を、音響分析装置によって周波数・振幅分布・時間の三次元で表示した記録図のこと。

(例2) タブラチュア譜（タブ譜、奏法譜）や文字譜により記載されている場合

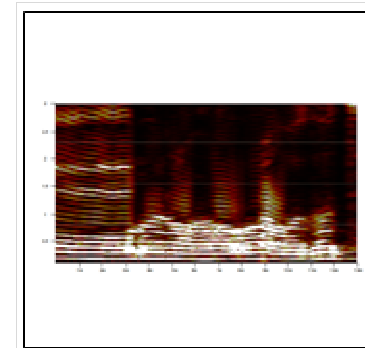


(注) タブラチュア譜とは、楽器固有の奏法を文字や数字で表示した楽譜のこと

ではないものが記載されている場合。

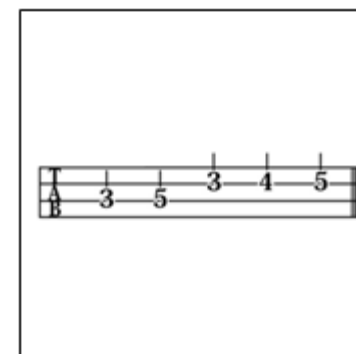
(ロ) 文字又は五線譜以外で記載されている場合。

(例1) サウンドスペクトログラム（ソノグラム）により記載されている場合



(注) サウンドスペクトログラム（ソノグラム）とは、音を、音響分析装置によって周波数・振幅分布・時間の三次元で表示した記録図のこと。

(例2) タブラチュア譜（タブ譜、奏法譜）や文字譜により記載されている場合



(注) タブラチュア譜とは、楽器固有の奏法を文字や数字で表示した楽譜のこと

とで、現在では、ギターの楽譜として多く用いられている。

(2) 音商標と認められる例

願書に記載した商標が、商標法施行規則4条の5に規定された方法により記載され、音を特定するための次に掲げる事項の記載がなされている場合。

(イ) 五線譜により記載されている場合

- ① 音符
- ② 音部記号（ト音記号等）
- ③ テンポ（メトロノーム記号や速度標語）
- ④ 拍子記号（4分の4拍子等）
- ⑤ 言語的要素（歌詞等が含まれるとき）

(例1)



で、現在では、ギターの楽譜として多く用いられている。

(2) 音商標と認められる例

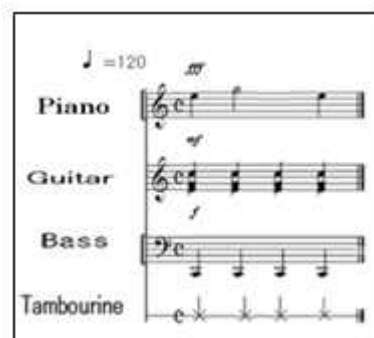
(イ) 次のすべての事項が記載された五線譜により記載されている場合

- ① 音符
- ② 音部記号（ト音記号等）
- ③ テンポ（メトロノーム記号や速度標語）
- ④ 拍子記号（4分の4拍子等）
- ⑤ 言語的要素（歌詞等が含まれるとき）

(例1)



(例2)



(注) 必要がある場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができる。

(例3)

【商標登録を受けようとする商標】



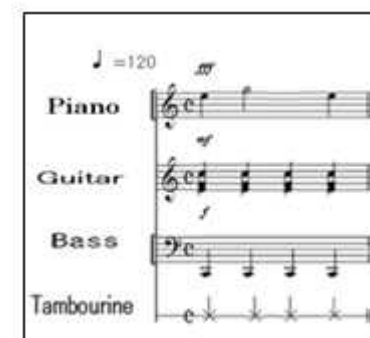
【音商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は音商標であり、音高のない打楽器であるタンバリンを使用して演奏している。

商標は、五線譜中の第三間を一線譜として使用して記載しているものである。

(例2)



(注) 必要がある場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができる。

(注) 演奏楽器として音高のない打楽器のみを使用している場合にかぎり、五線譜中の一線を用いて一線譜として記載ができる。

(p) 文字により記載されている場合

① 音の種類

擬音語又は擬態語と組み合わせる等の方法により特定して記載する（例えば、「ニャー」という猫の鳴き声、「パンパン」と手をたたく音、「ピューピュー」と風の吹く音、「ゴーゴー」と風の吹く音、「カチャカチャ」と機械が動く音、「ウィンウィン」と機械が動く音。）。

② その他音を特定するために必要な要素

音の長さ（時間）、音の回数、音の順番、音の変化等を記載するものとする。
なお、音の変化とは、音量の変化、音声の強弱、音のテンポの変化等のことをいう。

(例)

本商標は、「パンパン」と2
回手をたたく音が聞こえた
後に、「ニャオ」という猫の
鳴き声が聞こえる構成とな
っており、全体で3秒間の
長さである。

1.1. 位置商標について

位置商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から願書に記載した商標が位置商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

(1) 位置商標と認められない例

(p) 次の事項が文字により記載されている場合

① 音の種類

擬音語又は擬態語と組み合わせる等の方法により特定して記載するものとする（例えば、「ニャー」という猫の鳴き声、「パンパン」と手をたたく音、「ピューピュー」と風の吹く音、「ゴーゴー」と風の吹く音、「カチャカチャ」と機械が動く音、「ウィンウィン」と機械が動く音。）。

② その他音を特定するために必要な要素

音の長さ（時間）、音の回数、音の順番、音の変化等を記載するものとする。
なお、音の変化とは、音量の変化、音声の強弱、音のテンポの変化等のことをいう。

(例)

本商標は、「パンパン」と2
回手をたたく音が聞こえた
後に、「ニャオ」という猫の
鳴き声が聞こえる構成とな
っており、全体で3秒間の
長さである。

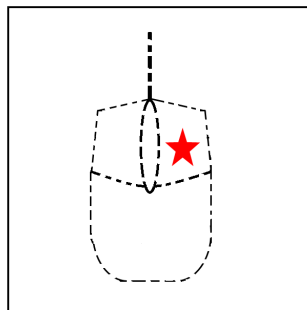
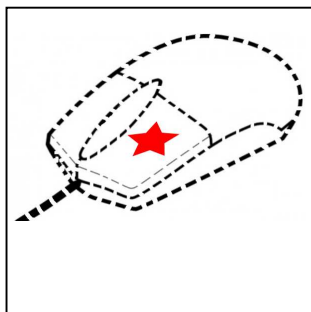
1.2. 位置商標について

位置商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から位置商標と認められない場合には、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(1) 位置商標と認められない例

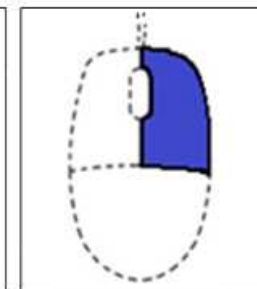
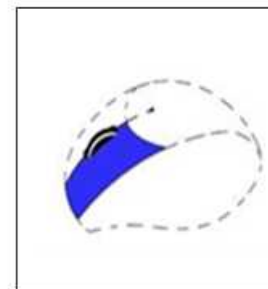
(イ) 願書に記載した商標から、標章を付する位置が特定されない場合。

(例) 複数の図によって記載されているが、各図において、商標に係る標章の位置が異なるため、標章を付する商品中の位置が特定できない場合



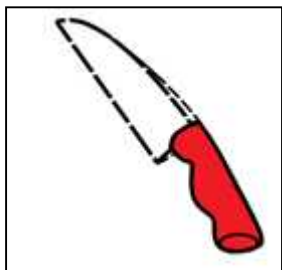
願書に記載した商標から位置商標と認められない場合。

(例) 複数の図によって記載されているが、各図において、商標に係る標章の位置が異なるため、標章を付する商品中の位置が特定できない場合



(ロ) 願書に記載した商標に色彩のみからなると認識し得る記載があり、商標の詳細な説明に、標章が色彩のみであると認識させる記載がされている場合

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、包丁の柄の部分^{（注）}を赤色とする構成からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

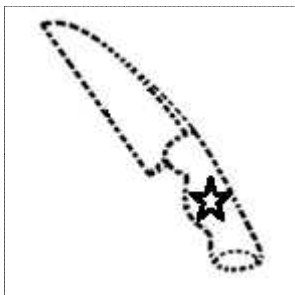
【第8類】

【指定商品（指定役務）】包丁

(注)この場合、商標記載欄の記載が詳細な説明により標章が色彩のみだと特定されてしまう。そのため、第3条第1項柱書及び第5条第5項の要件を満たさないことの拒絶理由を同時に通知し、標章が図形等と色彩の組み合わせからなるものであることが明確になるよう補正されれば、通知した拒絶理由の双方が解消するものとする。

(ハ) 位置を特定するために記載された商品等の形状が、指定商品等の形状として想定し得ない場合

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の中央部分の左側面に付された星形の図形からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品】第8類「はさみ類，包丁類，刀剣，すみつぼ類」

(注) この場合、第3条第1項柱書の要件を満たさない拒絶理由を通知し、包丁類，刀剣」に補正がされれば、拒絶理由は解消する。

(2) 位置商標と認められる例

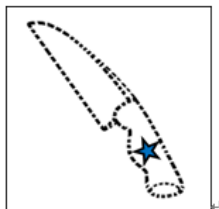
願書に記載した商標が、商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する商品中の位置が特定できるように表示したと認めることができ、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合。

(2) 位置商標と認められる例

願書に記載した商標が、商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する商品中の位置が特定できるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真であって、商標の詳細な説明に、位置商標と認識し得る記載がなされている場合。

(例1)

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の中央部分の周縁に付された星形の図形からなる。
 なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

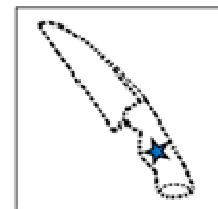
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品（指定役務）】包丁

(例1)

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の中央部分の周縁に付された星形の図形からなる。
 なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

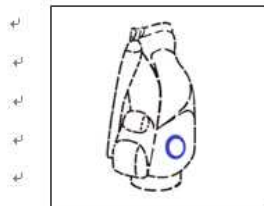
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品（指定役務）】包丁

(例2)

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、ゴルフクラブ用バッグの側面下部に付された図形からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

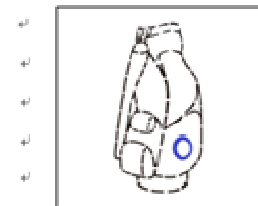
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第28類】

【指定商品（指定役務）】ゴルフクラブ用バッグ

(例2)

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、ゴルフクラブ用バッグの側面下部に付された図形からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第28類】

【指定商品（指定役務）】ゴルフクラブ用バッグ

商標法3条1項1号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準																											
三、第3条第1項第1号（商品又は役務の普通名称） その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標	三、第3条第1項第1号（商品又は役務の普通名称） その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標																											
1. 「商品又は役務の普通名称」について (1) 「商品又は役務の普通名称」とは、取引者において、その商品又は役務の一般的な名称（略称及び俗称等を含む）であると認識されるに至っているものをいう。 (例) 「商品又は役務の普通名称」と認められる例 <table><tr><td>「さんびん茶」</td><td>商品</td><td>「さんびん茶」</td></tr><tr><td>「ういろう」</td><td>商品</td><td>「ういろう」</td></tr><tr><td>「サニーレタス」</td><td>商品</td><td>「サニーレタス」</td></tr></table> 「スマートフォン」 商品 「個人用の携帯コンピュータ機能を併せ持った携帯電話機」 (例) 「商品又は役務の普通名称の略称」と認められる例 <table><tr><td>「スマホ」</td><td>商品</td><td>「個人用の携帯コンピュータの機能を併せ持った携帯電話機」</td></tr><tr><td>「アルミ」</td><td>商品</td><td>「アルミニウム」</td></tr><tr><td>「パソコン」</td><td>商品</td><td>「パーソナルコンピュータ」</td></tr><tr><td>「損保」</td><td>役務</td><td>「損害保険の引受け」</td></tr><tr><td>「空輸」</td><td>役務</td><td>「航空機による輸送」</td></tr></table> (例) 「商品又は役務の普通名称の俗称」と認められる例 <table><tr><td>「波の花」</td><td>商品</td><td>「塩」</td></tr></table> 2. 「普通に用いられる方法で表示する標章」について (1) 商品又は役務の取引の実情を十分に考慮し、その標章の表示の態様（書体	「さんびん茶」	商品	「さんびん茶」	「ういろう」	商品	「ういろう」	「サニーレタス」	商品	「サニーレタス」	「スマホ」	商品	「個人用の携帯コンピュータの機能を併せ持った携帯電話機」	「アルミ」	商品	「アルミニウム」	「パソコン」	商品	「パーソナルコンピュータ」	「損保」	役務	「損害保険の引受け」	「空輸」	役務	「航空機による輸送」	「波の花」	商品	「塩」	1. 1. 本号でいう「普通名称」とは、その名称が特定の業務を営む者から流出した商品又は特定の業務を営む者から提供された役務を指称するのではなく、取引界において、その商品又は役務の一般的な名称であると認識されるに至っているものをいう。 (例) 商品「時計」について、「時計」の商標 役務「美容」について、「美容」の商標 2. 商品又は役務の普通名称には、原則として、その商品又は役務の略称、俗称等も含まれるものとする。 (例) 略称……「アルミ」（アルミニウム） 「パソコン」（パーソナルコンピュータ） 「損保」（損害保険の引受け） 「空輸」（航空機による輸送） 俗称……「波の花」（塩） 「おてもと」（箸） 「一六銀行」（質屋による資金の貸付け） 「呼屋」（演芸の興行の企画又は運営） 3. 「普通に用いられる方法で表示する標章」には、その書体や全体の構成等が特殊な態様のものは、該当しない。
「さんびん茶」	商品	「さんびん茶」																										
「ういろう」	商品	「ういろう」																										
「サニーレタス」	商品	「サニーレタス」																										
「スマホ」	商品	「個人用の携帯コンピュータの機能を併せ持った携帯電話機」																										
「アルミ」	商品	「アルミニウム」																										
「パソコン」	商品	「パーソナルコンピュータ」																										
「損保」	役務	「損害保険の引受け」																										
「空輸」	役務	「航空機による輸送」																										
「波の花」	商品	「塩」																										

や全体の構成等）が、取引者において普通に使用する範囲にとどまらない特殊なものである場合には、本号における「普通に用いられる方法で表示する標章」には該当しない。

（例）「普通に用いられる方法で表示する標章」と認められる例

- ・商品又は役務の普通名称を単にローマ字又は仮名文字で表示するもの
- ・既存のフォントで表示するもの及び文字にレタリングを施して表示するもの

（例）「普通に用いられる方法で表示する標章」と認められない例

- ・取引者において一般的に使用されていない漢字（当て字）で表示するもの
- ・取引者において普通に使用する範囲にとどまらない特殊な態様で表示するもの

3. 「のみからなる」について

（1）普通に用いられる方法で表示された普通名称に、他の文字や図形等と結合している場合には、本号に該当しない。

※現行5. 及び6. に記載されている新しいタイプの商標に関する記載は、第3条第1項第2号、同第3号、同第4号、同第6号に同様の記載があるため、まとめて第3条第1項全体の欄に記載することとする。

ただし、この場合については、当該商品又は当該役務の取引の実情を十分に考慮するものとする。

4. 商品又は役務の普通名称をローマ字又は仮名文字で表示するものは、「普通に用いられる方法で表示する」ものに該当するものとする。

5. (1) 動き商標、ホログラム商標及び位置商標を構成する文字が、商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示するもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(2) 動き商標が、点が動いた軌跡が線で表され、それが、商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示するもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(3) ホログラム商標が、見る角度により別の表示面が見える視覚効果が施されており、商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で複数の表示面に分割されて表されているもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。

6. 商品又は役務の普通名称を単に読み上げたにすぎないと認識させる音商標は、原則として、本号の規定に該当するものとする。

商標法3条1項2号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準												
四、第3条第1項第2号（慣用商標） その商品又は役務について慣用されている商標 1. 「商品又は役務について慣用されている商標」について <u>（1）「商品又は役務について慣用されている商標」とは、同業者間において一般的に使用されるに至った結果、自己の商品又は役務と他人の商品又は役務とを識別することができなくなった商標をいう。</u> <u>（例）「商品又は役務について慣用されている商標」と認められる例</u> <u>（1）文字や図形等からなる商標</u> <table data-bbox="241 676 1122 922"> <tr> <td>「幕の内」</td><td>商品「弁当」</td></tr> <tr> <td>「ちんすこう」</td><td>商品「砂糖、豚油、小麦粉をこね合わせて木型で抜き取り、焼き上げた菓子」</td></tr> <tr> <td>「純正」「純正部品」</td><td>商品「自動車の部品、付属品」</td></tr> <tr> <td>「正宗」</td><td>商品「清酒」</td></tr> <tr> <td>「オランダ船」の図形</td><td>商品「カステラ」</td></tr> <tr> <td>「かきやま」</td><td>商品「あられ」</td></tr> </table> （2）色彩のみからなる商標 「赤色及び白色の組合せ」（婚礼の執行） 「黒色及び白色の組合せ」（葬儀の執行） （3）音商標 「石焼き芋の売り声」（焼き芋） 「夜鳴きそばのチャルメラの音」（屋台における中華そばの提供） <u>※現行2. 及び3. に記載されている新しいタイプの商標に関する記載は、第3条第1項第1号、同第3号、同第4号、同第6号に同様の記載があるため、まとめて第3条第1項全体の欄に記載することとする。</u>	「幕の内」	商品「弁当」	「ちんすこう」	商品「砂糖、豚油、小麦粉をこね合わせて木型で抜き取り、焼き上げた菓子」	「純正」「純正部品」	商品「自動車の部品、付属品」	「正宗」	商品「清酒」	「オランダ船」の図形	商品「カステラ」	「かきやま」	商品「あられ」	四、第3条第1項第2号（慣用商標） その商品又は役務について慣用されている商標 1. 本号の「慣用されている商標」とは、同種類の商品又は役務について同業者間において普通に使用されるに至った結果、自己の商品又は役務と他人の商品又は役務とを識別することができなくなった商標をいい、例えば、次のようなものが該当する。 （例） （1）文字や図形等からなる商標 「正宗」（清酒） 「羽二重餅」（餅菓子） 「オランダ船」の図形（カステラ） 「かきやま」（あられ） 「観光ホテル」（宿泊施設の提供） 「プレイガイド」（興行場の座席の手配） （2）色彩のみからなる商標 「赤色及び白色の組合せ」（婚礼の執行） 「黒色及び白色の組合せ」（葬儀の執行） （3）音商標 「石焼き芋の売り声」（焼き芋） 「夜鳴きそばのチャルメラの音」（屋台における中華そばの提供） 2. （1）動き商標、ホログラム商標及び位置商標を構成する文字等が、商品又は役務の慣用商標のみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。 （2）動き商標が、点が動いた軌跡が線で表され、それが商品又は役務の慣用商標を表す文字等を描く場合には、原則として、本号の規定に該当するものと
「幕の内」	商品「弁当」												
「ちんすこう」	商品「砂糖、豚油、小麦粉をこね合わせて木型で抜き取り、焼き上げた菓子」												
「純正」「純正部品」	商品「自動車の部品、付属品」												
「正宗」	商品「清酒」												
「オランダ船」の図形	商品「カステラ」												
「かきやま」	商品「あられ」												

	する。 (3) ホログラム商標が、見る角度により別の表示面が見える視覚効果が施されており、商品又は役務の慣用商標を表す文字等が複数の表示面に分割されて表されているもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。 3. 商品又は役務の慣用商標を単に読み上げたにすぎないと認識させる音商標は、原則として、本号の規定に該当するものとする。
--	--

商標法3条1項6号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
八、第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの） 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標 1. 本項第1号ないし第5号に該当しないものであっても、一般に使用される標章であって、自他商品・役務識別機能が認められない場合には、本号に該当する。 2. 指定商品若しくは指定役務の宣伝広告、又は指定商品若しくは指定役務との直接的な関連性は弱いものの企業理念・経営方針等を表示する標章のみからなる商標について (1) 出願商標が、その商品若しくは役務の宣伝広告又は企業理念・経営方針等を普通に用いられる方法で表示したものとしてのみ認識させる場合には、本号の規定に該当する。 出願商標が、その商品若しくは役務の宣伝広告又は企業理念・経営方針等としてのみならず、造語等としても認識できる場合には、本号に該当しない。 (2) 出願商標が、その商品又は役務の宣伝広告としてのみ認識されるか否かは、全体から生じる観念と指定商品又は指定役務との関連性、指定商品又は指定役務の取引の実情、商標の構成及び態様等を総合的に勘案して判断する。 (イ) 商品又は役務の宣伝広告を表示したものとしてのみ認識させる事情 (例) ①指定商品又は指定役務の説明を表すこと ②指定商品又は指定役務の特性や優位性を表すこと ③指定商品又は指定役務の品質、特徴を簡潔に表すこと ④商品又は役務の宣伝広告に一般的に使用される語句からなること（ただし、指定商品又は指定役務の宣伝広告に実際に使用されている例があることは要しない） ⑤商品の購入又は役務の利用を誘引する記述であること (ロ) 商品又は役務の宣伝広告以外を認識させる事情 (例) ①指定商品又は指定役務との関係で直接的、具体的な意味合いが認められ	八、第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの） 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標 1. 地模様（例えば、模様のなものの連続反覆するもの）のみからなるものは、本号の規定に該当するものとする。 2. 標語（例えば、キャッチフレーズ）は、原則として、本号の規定に該当するものとする。

ないこと

②出願人が出願商標を一定期間自他商品・役務識別標識として使用し、第三者が出願商標と同一又は類似の語句を宣伝広告として使用していないこと

(3) 出願商標が、企業理念・経営方針等としてのみ認識されるか否かは、全体から生ずる観念、取引の実情、全体の構成及び態様等を総合的に勘案して判断する。

(イ) 企業理念・経営方針等としてのみ認識させる事情

(例)

①企業の特性や優位性を記述すること

②企業理念・経営方針等を表す際に一般的に使用される語句で記述していること

(ロ) 企業理念・経営方針等以外を認識させる事情

(例)

①出願人が出願商標を一定期間自他商品・役務識別標識として使用し、第三者が出願商標と同一又は類似の語句を企業理念・経営方針等を表すものとして使用していないこと

3. 地模様からなる商標について

商標が、その全体の構成・態様及び指定商品又は役務との関係から、地模様（例えば、模様のなものの連続反覆するもの）と認識される場合には、本号に該当する。

ただし、地模様と認識される場合であっても、その構成において特徴的な形態が見いだされる等の事情があれば、本号の判断において考慮する。

4. 単位等からなる商標について

商標が、指定商品又は指定役務との関係から、商慣習上数量を表示する場合に一般的に用いられる表記（「メートル」、「グラム」、「Net」、「Gross」等）として認識される文字からなる場合は、本号に該当する。

5. 現元号からなる商標について

商標が、現元号としてのみ認識される場合（「平成」、「HEISEI」等）は、本号に該当する。

3. 商慣習上、例えば、「Net」、「Gross」等のように、その商品又は役務の数量等を表示する場合に用いられる文字等は、原則として、本号の規定に該当するものとする。

4. 現元号をあらわす「平成」の文字は、本号の規定に該当するものとする。

6. 国内外の地理的名称等を表示する商標について

商標が、国内外の地理的名称からなり、事業者の設立地・事業所の所在地、指定商品の仕向け地・一時保管地若しくは指定役務の提供に際する立ち寄り地（港・空港等）等として認識される場合は、本号に該当する。

7. 店名からなる商標について

商標が、指定役務との関係から、当該役務において多数使用されていることにより店名と認識されることが明らかな場合（「スナック」、「喫茶」等の業種を表す文字を付加結合したもの又は当該店名から業種をあらわす文字を除いたものを含む）は、本号の規定に該当する。

（例）

①第43類「アルコール飲料を主とする飲食物の提供」について、「純」「ゆき」「蘭」

②第43類「茶・コーヒー・ココア・清涼飲料又は果実飲料を主とする飲食物の提供」について、「オリーブ」「フレンド」

8. 店舗又は事務所の形状からなる商標について

立体的形状が、指定商品又は指定役務を取り扱う店舗又は事業所の形状にすぎないと認められる場合は、本号に該当する。

9. 取扱商品の産地等からなる商標について

小売等役務に該当する役務において、商標が、その取扱商品の産地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を表示するものと認められるときは、本号に該当する。

10. (1) 動き商標、ホログラム商標及び位置商標を構成する文字や図形等が、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができないもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。

5. 事業者の設立地・事業所の所在地、指定商品の仕向け地・一時保管地若しくは指定役務の提供に際する立ち寄り地（港・空港等）等（以下「事業者の設立地等」という。）の国内外の地理的名称を表示する商標又は事業者の設立地等として一般に認識される国内外の地理的名称を表示する商標は、第3条第1項第3号の規定に該当しない場合であっても、事業者の設立地等として多くの場合にすでに一般的に使用されあるいは将来必ず一般的に使用されるものであることを踏まえ、原則として、本号の規定に該当するものとする。

6. (1) 特定の役務について多数使用されている店名（第3条第1項第4号に該当するものを除く。）は、本号の規定に該当するものとする。

（該当する例）

アルコール飲料を主とする飲食物 「愛」「純」「ゆき」「蘭」
の提供 茶、コーヒーを 「オリーブ」「フレンド」
主とする飲食物の提供

(2) (1)に該当する店名に「スナック」、「喫茶」等の業種をあらわす文字を付加結合したもの又は当該店名から業種をあらわす文字を除いたものも、原則として、本号の規定に該当するものとする。

7. 指定商品又は指定役務を取り扱う店舗又は事業所の形状にすぎないものと認められる立体商標（第3条第1項第3号に該当するものを除く。）は、原則として、本号の規定を適用するものとする。

8. 小売等役務に該当する役務において、商標がその取扱商品の産地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を表示するものと認められるときは、原則として、本号に該当するものとする。ただし、第3条第1項第3号に該当するものを除く。

9. (1) 動き商標、ホログラム商標及び位置商標を構成する文字や図形等が、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができないもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものと

(2) 動き商標が、点が動いた軌跡が線で表され、それが需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができないものを描く場合も、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(3) ホログラム商標が、見る角度により別の表示面が見える視覚効果が施されており、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない文字等が複数の表示面に分割されて表されている場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。

11. 色彩のみからなる商標について

色彩のみからなる商標は、第3条第1項第2号及び第3号の規定に該当するもの以外は、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(該当する例)

役務の提供の用に供する物が通常有する色彩

12. 音商標について

(1) 音商標を構成する音の要素（音楽的要素及び自然音等）及び言語的要素（歌詞等）を総合して、商標全体として考察するものとする。

(2) 言語的要素が本号の規定に該当しない場合には、商標全体としても本号の規定に該当しないものとする。

(3) 音の要素が本号の規定に該当しない場合には、商標全体としても本号の規定に該当しないものとする。

例えば、次のような音の要素のみからなる音商標については、需要者に自他商品・役務の識別標識として認識されないため、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(イ) 自然音を認識させる音

自然音には、風の吹く音や雷の鳴る音のような自然界に存在する音のみならず、それに似せた音、人工的であっても自然界に存在するように似せた音も含まれる。

(ロ) 需要者にクラシック音楽、歌謡曲、オリジナル曲等の楽曲としてのみ認識される音

(例) CM等の広告において、BGMとして流されるような楽曲

(ハ) 商品の機能を確保するために又は役務の提供にあたり、通常使用されずまた

する。

(2) 動き商標が、点が動いた軌跡が線で表され、それが需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができないものを描く場合も、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(3) ホログラム商標が、見る角度により別の表示面が見える視覚効果が施されており、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない文字等が複数の表示面に分割されて表されている場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。

10. 色彩のみからなる商標について

色彩のみからなる商標は、第3条第1項第2号及び第3号の規定に該当するもの以外は、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(該当する例)

役務の提供の用に供する物が通常有する色彩

11. 音商標について

(1) 音商標を構成する音の要素（音楽的要素及び自然音等）及び言語的要素（歌詞等）を総合して、商標全体として考察するものとする。

(2) 言語的要素が本号の規定に該当しない場合には、商標全体としても本号の規定に該当しないものとする。

(3) 音の要素が本号の規定に該当しない場合には、商標全体としても本号の規定に該当しないものとする。

例えば、次のような音の要素のみからなる音商標については、需要者に自他商品・役務の識別標識として認識されないため、原則として、本号の規定に該当するものとする。

(イ) 自然音を認識させる音

自然音には、風の吹く音や雷の鳴る音のような自然界に存在する音のみならず、それに似せた音、人工的であっても自然界に存在するように似せた音も含まれる。

(ロ) 需要者にクラシック音楽、歌謡曲、オリジナル曲等の楽曲としてのみ認識される音

(例) CM等の広告において、BGMとして流されるような楽曲

(ハ) 商品の機能を確保するために又は役務の提供にあたり、通常使用されずまた

た不可欠でもないが、商品又は役務の魅力を向上させるにすぎない音 (例) 商品「子供靴」について、「歩くたびに鳴る『ピヨピヨ』という音」 (二) 広告等において、需要者の注意を喚起したり、印象付けたり、効果音として使用される音 (例) 商品「焼肉のたれ」の広告における「ビールを注ぐ『コポコポ』という効果音」 (例) テレビCMの最後に流れる『『ポーン』という需要者の注意を喚起する音」 (ホ) 役務の提供の用に供する物が発する音 (例) 役務「車両による輸送」について、「車両の発するエンジン音」 (例) 役務「コーヒーの提供」について、「コーヒー豆をひく音」 13. 上記 1. ないし 12. に掲げる商標においても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるに至っているものについては、本号の規定に該当しないものとする。	不可欠でもないが、商品又は役務の魅力を向上させるにすぎない音 (例) 商品「子供靴」について、「歩くたびに鳴る『ピヨピヨ』という音」 (二) 広告等において、需要者の注意を喚起したり、印象付けたり、効果音として使用される音 (例) 商品「焼肉のたれ」の広告における「ビールを注ぐ『コポコポ』という効果音」 (例) テレビCMの最後に流れる『『ポーン』という需要者の注意を喚起する音」 (ホ) 役務の提供の用に供する物が発する音 (例) 役務「車両による輸送」について、「車両の発するエンジン音」 (例) 役務「コーヒーの提供」について、「コーヒー豆をひく音」 12. 上記 1. ないし 11. に掲げる商標においても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるに至っているものについては、本号の規定に該当しないものとする。
--	---

商標法3条2項

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
第2 第3条第2項（使用による識別性） 前項第三号から第五号までに該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。 1. 商標の「使用」について (1) 商標について 出願商標と使用商標とが外観において異なる場合は、出願商標を使用しているとは認めない。 ただし、出願商標と使用商標とが外観上厳密には一致しない場合であっても、外観上の差異の程度や指定商品又は指定役務における取引の実情を考慮して、商標としての同一性を損なわないものと認められるときは使用しているものと認める。 ①同一性が認められる例 (イ) 出願商標と使用商標が文字の表記方法として縦書きと横書きの違いがあるに過ぎない場合 (ロ) 出願商標と使用商標が共に一般的に用いられる字体であり、取引者又は需要者の注意をひく特徴を有せず、両者の字体が近似している場合 (ハ) 出願商標と使用商標の立体的形状の特徴的部分が同一であり、その他の部分にわずかな違いが見られるに過ぎない場合 ②同一性が認められない例 (イ) 出願商標が草書体の漢字であるのに対し、使用商標が楷書体又は行書体の漢字である場合 (ロ) 出願商標が平仮名であるのに対し、使用商標が片仮名、漢字又はローマ字である場合 (ハ) 出願商標がアラビア数字であるのに対し、使用商標が漢数字である場合 (ニ) 出願商標が  のような態様であるのに対し、使用商標が 、、、である場合 (ホ) 出願商標が立体商標であるのに対し使用商標が平面商標である場合、又は出願商標が平面商標であるのに対し使用商標が立体商標である場合	第2 第3条第2項（使用による識別性） 前項第三号から第五号までに該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。 1. 本項でいう「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」とは、特定の者の出所表示として、その商品又は役務の需要者の間で全国的に認識されているものをいう。 2. (1) 本項を適用して登録が認められるのは、出願された商標（動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標については、願書に記載した商標、商標の詳細な説明又は物件から特定される商標。以下「出願商標」という。）及び指定商品又は指定役務と、使用されている商標（以下「使用商標」という。）及び商品又は役務とが同一の場合のみとする。 (2) 例えば、次のように、出願商標と使用商標とが外観において異なる場合は、使用により識別力を有するに至った商標とは認められないものとする。 (イ) 出願商標が草書体の漢字であるのに対し、使用商標が楷書体又は行書体の漢字である場合 (ロ) 出願商標が平仮名であるのに対し、使用商標が片仮名、漢字又はローマ字である場合 (ハ) 出願商標がアラビア数字であるのに対し、使用商標が漢数字である場合 (ニ) 出願商標が  のような態様であるのに対し、使用商標が 、、、である場合 (ホ) 出願商標が立体商標であるのに対し使用商標が平面商標である場合、又は出願商標が平面商標であるのに対し使用商標が立体商標である場合 (3) 出願商標と使用商標とが厳密には一致しない場合であっても、例えば、その違いが明朝体とゴシック体、縦書きと横書きにすぎない等外観において同視できる程度に商標としての同一性を損なわないものと認められるときに

(2) 商品又は役務について

出願商標の指定商品又は指定役務は、使用商標の商品又は役務と一致しなくてはならないものとする。この場合、商品又は役務の密接関連性その他取引の実情を考慮してその一致を判断する。

2. 「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」について(1) 需要者の認識について

「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」とは、その商品又は役務の需要者の間で、一地方のみならず全国的に認識されているものをいう。

(2) 考慮事由について

「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」に該当するか否かは、次のような事実を総合勘案して判断する。

①商標の構成及び態様②商標の使用態様、使用数量（生産数、販売数等）、使用期間及び使用地域③広告宣伝の方法、期間、地域及び規模④出願人以外（団体商標の商標登録出願の場合は「出願人又はその構成員以外」とする。）の者による出願商標と同一又は類似する標章の使用の有無及び使用状況⑤商品又は役務の性質その他の取引の実情(3) 証拠方法について

(2)の事実は、例えば、次のような証拠方法により立証することができるものとする。

①使用商標及び使用態様が分かる写真又は動画等②取引書類（注文伝票（発注書）、出荷伝票、納入伝票（納品書及び受領書）、請求書、領収書又は商業帳簿等）③出願人による広告物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし、テレビCM等）及びその実績が分かる証拠物④出願商標に関する出願人以外の者による紹介記事（一般紙、業界紙、雑誌又はインターネットの記事等）⑤需要者を対象とした出願商標の認識度調査（アンケート）の結果報告書（ただし、実施者、実施方法、対象者等作成における公平性及び中立性について

は、本項の判断において考慮するものとする。

3. (1) 商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかは、例えば、次のような事実を総合勘案して判断するものとする。

具体的には、商標の使用状況に関する事実を量的に把握し、それによってその商標の需要者の認識の程度を推定し、その大小ないし高低等により識別力の有無を判断するものとする。

① 実際に使用している商標並びに商品又は役務

② 使用開始時期、使用期間、使用地域

③ 生産、証明若しくは譲渡の数量又は営業の規模（店舗数、営業地域、売上高等）

④ 広告宣伝の方法、回数及び内容

⑤ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等における記事掲載の回数及び内容

⑥ 需要者の商標の認識度を調査したアンケートの結果

(2) 上記(1)の事実は、例えば、次のような証拠方法によるものとする。

① 広告物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし、テレビCM等）

② 仕切伝票、納入伝票、注文伝票、請求書、領収書又は商業帳簿

③ 商標が使用されていることを明示する写真又は動画

④ 広告業者、放送業者、出版業者又は印刷業者の証明書

⑤ 同業者、取引先、需要者等の証明書

⑥ 公的機関等（国、地方公共団体、在日外国大使館、商工会議所等）の証明書

⑦ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等の記事

⑧ 需要者を対象とした商標の認識度調査（アンケート）の結果報告書

ただし、需要者の認識度調査（アンケート）は、実施者、実施方法、対象者等その客観性について十分に考慮するものとする。

(3) 商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかについては、出願人以外（団体商標の商標登録出願の場合は「出願人又はその構成員以外」とする。）の者による使用の有無及びその使用の状況を確認の上、判断するものとする。

十分に考慮する。)

(4) 商標を他の商標と組み合わせている場合について

使用商標を他の商標と組み合わせて使用している場合は、出願商標部分のみで独立して自他商品・役務識別標識として認識できるか否かを考慮する。

(5) 団体商標について

団体商標においては、特に、その構成員の使用に関する事実を勘案するものとする。なお、構成員の使用事実に関する証拠方法については、その者が構成員であることを証する書類を要するものとする。

(6) 小売等役務について

小売等役務の商標においては、商標が商品や商品の包装、商品の価格表、取引書類、広告自体に表示されている場合には、その表示態様に応じて、商標が個別具体的な商品の出所を表示しているのか、又は、取扱商品に係る小売等役務の出所を表示しているのかを考察し、小売等役務についての使用であるか否かを判断する。

3. 動き商標について

(1) 本項の適用が認められる例

使用商標中に、出願商標の構成要素以外の要素が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合。

(例) 使用商標として動き商標がテレビCM全体の一部についてのみに使用されている動画が提出されたが、出願商標と同一の部分が需要者に強い印象を与え、独立して自他商品・役務の識別標識として認識される場合。

(2) 本項の適用が認められない例

① 使用商標が、出願商標と相違する場合（標章の相違、時間の経過に伴う標章の変化の状態の相違等）。

② 使用商標中に、出願商標の構成要素以外の要素が含まれている場合であつ

(4) 団体商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかの判断については、特に、その構成員の使用に関する(1)の事実を勘案するものとする。

なお、各構成員の(2)に関する書類を証拠方法とするときは、その者が構成員であることを証する書類を要するものとする。

(5) 小売等役務についての商標が使用により識別力を有するに至ったことを証明する場合においては、この基準第1の二（第3条第1項柱書）の3.(3)により、小売等役務に係る業務を行っていることの証明を要するものとする。

(6) 小売等役務についての商標に関する使用の証明においては、商標が商品や商品の包装、商品の価格表、取引書類、広告自体に表示されている場合には、その表示態様に応じて、商標が個別具体的な商品の出所を表示しているのか、又は、取扱商品に係る小売等役務の出所を表示しているのかを考察し、小売等役務についての使用であるか否かを判断するものとする。

4. 動き商標の出願商標と使用商標の同一性について

(1) 同一性が認められる例

使用商標中に、出願商標の構成要素以外の要素が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合。

(例) 使用商標として動き商標がテレビCM全体の一部についてのみに使用されている動画が提出されたが、出願商標と同一の部分が需要者に強い印象を与え、独立して自他商品・役務の識別標識として認識される場合。

(2) 同一性が認められない例

① 使用商標が、出願商標と相違する場合（標章の相違、時間の経過に伴う標章の変化の状態の相違等）。

② 使用商標中に、出願商標の構成要素以外の要素が含まれている場合であつ

て、出願商標部分のみが独立して聴取できず、自他商品・役務の識別標識として認識されることはない認められる場合。 (例) ・ 出願商標 ・ 使用商標 <u>4. ホログラム商標について</u> (1) <u>本項の適用</u>が認められる例 使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合。 (例) 使用商標としてホログラム商標が一部に付されたクレジットカードが提出されたが、出願商標と同一の部分が需要者に強い印象を与え、独立して自他商品・役務の識別標識として認識される場合。 (2) <u>本項の適用</u>が認められない例 使用商標が、出願商標と相違する場合。(標章の相違、ホログラフィーその他の方法による標章の変化の状態(視覚効果)の相違等) <u>5. 色彩のみからなる商標について</u> (1) <u>本項の適用</u>が認められる例 使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合。 (例) 使用商標として筆箱の全面が青色であり、その蓋に一つの小さな丸の図形が記載された証拠資料が提出されたが、出願商標と同一の色彩である青色が需要者に強い印象を与え、独立して自他商品の識別標識として認識される場合。 (2) <u>本項の適用</u>が認められない例 ① 使用商標と出願商標の色相(色合い)、彩度(色の鮮やかさ)や明度(色の	て、出願商標部分のみが独立して聴取できず、自他商品・役務の識別標識として認識されることはない認められる場合。 (例) ・ 出願商標 ・ 使用商標 5. ホログラム商標の出願商標と使用商標の同一性について (1) 同一性が認められる例 使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合。 (例) 使用商標としてホログラム商標が一部に付されたクレジットカードが提出されたが、出願商標と同一の部分が需要者に強い印象を与え、独立して自他商品 ・ 役務の識別標識として認識される場合。 (2) 同一性が認められない例 使用商標が、出願商標と相違する場合。(標章の相違、ホログラフィーその他の方法による標章の変化の状態(視覚効果)の相違等) 6. 色彩のみからなる商標の出願商標と使用商標の同一性について (1) 同一性が認められる例 使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合。 (例) 使用商標として筆箱の全面が青色であり、その蓋に一つの小さな丸の図形が記載された証拠資料が提出されたが、出願商標と同一の色彩である青色が需要者に強い印象を与え、独立して自他商品の識別標識として認識される場合。 (2) 同一性が認められない例 ① 使用商標と出願商標の色相(色合い)、彩度(色の鮮やかさ)や明度(色の
---	---

明るさ)が全部又は一部異なる場合。

② 色彩を組み合わせる出願商標と使用商標の配色の割合が異なる場合。

③ 出願商標と使用商標の商品における色彩の位置が異なる場合。

6. 音商標について

(1) 本項の適用が認められる例

(イ) 音の同一性について

出願商標が音商標であって、出願商標と使用商標が厳密には同一ではない場合であっても、同一の音商標であると需要者が認識し得るときには、出願商標と使用商標は同一のものとしてあつかうものとする。

同一の音商標であると需要者が認識し得るか否かの判断にあたっては、以下について考慮するものとする。

① 音商標を構成する音の要素が同一か否か。音の要素とは、音楽的要素（メロディー、ハーモニー、リズム又はテンポ、音色等）及び自然音等をいう。音楽的要素からなる音商標について同一のものであると需要者が認識し得ると判断するためには、少なくともメロディーが同一であることを要するものとする。なお、メロディーが同一であっても、リズム、テンポ又はハーモニーが異なる場合には、需要者の受ける印象が異なる場合が多いため、十分に考慮するものとする。

また、音色が違う場合、例えば、演奏楽器が違う場合であっても、音色が近似するときには、同一の音商標であると需要者が認識することが多いと考えられるため、十分に考慮するものとする。

(例) 出願商標がバイオリンで演奏されたものであり、使用商標がピアノで演奏されたものである場合は、双方の楽器の音色は近似すると考えられることから、同一の音商標であると需要者が認識し得るものとする。

② 音商標を構成する言語的要素（歌詞等）が同一か否か。

(ロ) 出願商標が使用商標の一部に含まれている場合（使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれている場合）であって、出願商標が独立して自他商品・役務の識別標識として認識するものと認められるとき。

(例) 出願商標が数秒のサウンドロゴであり、使用商標としてCM全体を収録した動画が提出されたが、当該サウンドロゴがCMの最後に流れることにより、需要者に強い印象を与え、独立して自他商品・役務の識別標識として認識される場合。

明るさ)が全部又は一部異なる場合。

② 色彩を組み合わせる出願商標と使用商標の配色の割合が異なる場合。

③ 出願商標と使用商標の商品における色彩の位置が異なる場合。

7. 音商標の出願商標と使用商標の同一性について

(1) 同一性が認められる例

(イ) 同一の音商標であると需要者が認識する場合

出願商標が音商標であって、出願商標と使用商標が厳密には同一ではない場合であっても、同一の音商標であると需要者が認識し得るときには、出願商標と使用商標は同一のものとしてあつかうものとする。

同一の音商標であると需要者が認識し得るか否かの判断にあたっては、以下について考慮するものとする。

① 音商標を構成する音の要素が同一か否か。音の要素とは、音楽的要素（メロディー、ハーモニー、リズム又はテンポ、音色等）及び自然音等をいう。音楽的要素からなる音商標について同一のものであると需要者が認識し得ると判断するためには、少なくともメロディーが同一であることを要するものとする。なお、メロディーが同一であっても、リズム、テンポ又はハーモニーが異なる場合には、需要者の受ける印象が異なる場合が多いため、十分に考慮するものとする。

また、音色が違う場合、例えば、演奏楽器が違う場合であっても、音色が近似するときには、同一の音商標であると需要者が認識することが多いと考えられるため、十分に考慮するものとする。

(例) 出願商標がバイオリンで演奏されたものであり、使用商標がピアノで演奏されたものである場合は、双方の楽器の音色は近似すると考えられることから、同一の音商標であると需要者が認識し得るものとする。

② 音商標を構成する言語的要素（歌詞等）が同一か否か。

(ロ) 出願商標が使用商標の一部に含まれている場合（使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれている場合）であって、出願商標が独立して自他商品・役務の識別標識として認識するものと認められるとき。

(例) 出願商標が数秒のサウンドロゴであり、使用商標としてCM全体を収録した動画が提出されたが、当該サウンドロゴがCMの最後に流れることにより、需要者に強い印象を与え、独立して自他商品・役務の識別標識として認識される場合。

(2) <u>本項の適用</u>が認められない例 ① メロディーが同一であっても、リズム、テンポ又はハーモニーが異なることにより、商標全体から需要者の受ける印象が大きく異なる場合。 ② 出願商標がバイオリンで演奏されたものであり、使用商標がピアノやオーケストラで演奏されたものである場合等、音色や商標全体から受ける印象が大きく異なる場合。 ③ 使用商標として提出された資料において、出願商標の音以外の要素（文字、図形、他の音等）を含むことから出願商標の音が独立して自他商品・役務の識別標識として認識されない場合。 <u>7. 位置商標について</u> (1) <u>本項の適用</u>が認められる例 使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合。 (2) <u>本項の適用</u>が認められない例 使用商標が、出願商標と相違する場合（標章の相違、標章の位置の相違）。	(2) 同一性が認められない例 ① メロディーが同一であっても、リズム、テンポ又はハーモニーが異なることにより、商標全体から需要者の受ける印象が大きく異なる場合。 ② 出願商標がバイオリンで演奏されたものであり、使用商標がピアノやオーケストラで演奏されたものである場合等、音色や商標全体から受ける印象が大きく異なる場合。 ③ 使用商標として提出された資料において、出願商標の音以外の要素（文字、図形、他の音等）を含むことから出願商標の音が独立して自他商品・役務の識別標識として認識されない場合。 8. 位置商標の出願商標と使用商標の同一性について (1) 同一性が認められる例 使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合。 (2) 同一性が認められない例 使用商標が、出願商標と相違する場合（標章の相違、標章の位置の相違）。
--	--

商標法4条1項6号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
五、第4条第1項第6号（国、地方公共団体等の著名な標章） 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標 1. 「国、地方公共団体若しくはこれらの機関」について (1) 「国」とは日本国をいう。 (2) 「地方公共団体」とは、地方自治法一条の三 にいう普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合及び財産区）をいう。 (3) 「これらの機関」とは、国については立法、司法、行政の各機関をいい、地方公共団体については、これらに相当する機関（司法を除く）をいう。 2. 「公益に関する団体であつて営利を目的としないもの」について 「公益に関する団体であつて営利を目的としないもの」であるか否かについては、当該団体の設立目的、組織及び公益的な事業の実施状況等を勘案して判断するものとする。この場合、国内の団体若しくは海外の団体であるか又は法人格を有するか否かを問わない。 <u>（該当例）</u> ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による認定を受けた公益社団法人または公益財団法人（例：日本オリンピック委員会） ・特別法に基づき設立された社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人、独立行政法人（例：日本貿易振興機構）など ・政党 ・国際オリンピック委員会 ・国際パラリンピック委員会及び日本パラリンピック委員会 ・キリスト教青年会	五、第4条第1項第6号（国、地方公共団体等の著名な標章） 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標 1. 都道府県、市町村、都営地下鉄、市営地下鉄、市電、都バス、市バス、水道事業、大学、宗教団体、オリンピック、IOC、JOC、ボーイスカウト、JETRO等を表示する著名な標章等は、本号の規定に該当するものとする。

3. 「公益に関する事業であって営利を目的としないもの」について

「公益に関する事業であって営利を目的としないもの」であるか否かについては、当該事業の目的及びその内容並びに事業主体となっている団体の設立目的及び組織等を勘案して判断する。この場合、事業が国内又は海外のいずれにおいて行われているかを問わない。

(該当例)

- ・ 地方公共団体や地方公営企業等が行う水道事業、交通事業、ガス事業
- ・ 国や地方公共団体が実施する事業（施策）
- ・ 国際オリンピック委員会や日本オリンピック委員会が行う競技大会であるオリンピック
- ・ 国際パラリンピック委員会や日本パラリンピック委員会が行う競技大会であるパラリンピック

4. 「表示する標章」について

国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であって営利を目的としないもの又は公益に関する事業であって営利を目的としないもの（以下、「国等」という。）を「表示する標章」には、国等の正式名称のみならず、略称、俗称、シンボルマークその他需要者に国等を想起させる表示を含む。

(公益に関する団体であって営利を目的としないものを表示する標章の例)

- ・ 国際オリンピック委員会の略称である「I O C」及び日本オリンピック委員会の略称である「J O C」

(公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章の例)

- ・ 国際オリンピック委員会や日本オリンピック委員会が行う競技大会であるオリンピックを表示する標章としての「オリンピック」及び「O L Y M P I C」、その俗称としての「『五輪』の文字」、そのシンボルマークとしての「五輪を表した図形（オリンピックシンボル）」
- ・ 国や地方公共団体が実施する事業（施策）の略称

5. 「著名なもの」について

(1) 「著名」の程度については、国等の権威、信用の尊重や国等との出所の混同を防いで需要者の利益を保護するという公益保護の趣旨に鑑み、必ずしも全国的な需要者の間に認識されていることを要しない。

(2)「著名なもの」に該当するか否かについては、使用に関する事実、例えば、次の①ないし④の事実を総合勘案して判断する。この場合、標章によっては、短期間で著名となる蓋然性が高いと認められる場合があることに留意する。

①実際に使用されている標章

②標章の使用開始時期、使用期間、使用地域

③標章の広告又は告知の方法、回数及び内容

④一般紙、業界紙、雑誌又は他者のウェブサイト等における紹介記事の掲載回数及び内容

6.「同一又は類似の商標」について

本号における類否は、国等の権威、信用の尊重や国等との出所の混同を防いで需要者の利益を保護するという公益保護の観点から、これら国等を表示する標章と紛らわしいか否かをもって判断する。